

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、レジカウンター等への飛沫防止用のシート（以下「シート」という。）の設置が増えているところですが、先日、大阪府内の商業施設において、ライターを購入した客が試しに点火したところ、シートに着火する火災が発生しました。

シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、下記の点を参考に、火災予防上の留意事項について、必要に応じ、防火対象物の関係者に周知をお願いします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

記

- 1 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものから距離をとること
- 2 スプリンクラー設備の散水障害が生じない位置に設置するとともに、自動火災報知設備の感知器の未警戒部分が生じないようにすること
- 3 避難の支障とならないよう設置すること
- 4 必要に応じて難燃性又は不燃性のものの使用を検討すること